

平成 20 年（2008 年）12 月 25 日

市議会議員 様

土木みどり部長

長井海の手公園ソレイユの丘においてパック野菜の製造年月日
ラベルがはがされた問題に係る報告書の送付について

標記の件について、これまでの経緯と調査内容について別紙のとおり報告いたします。

（事務担当：土木みどり部緑地管理課 指定管理担当 田嶋、佐藤 電話 046-822-9561）

長井海の手公園ソレイユの丘においてパック野菜の 製造年月日ラベルがはがされた問題に係る報告書

	(頁)
I 事業者からの報告に基づく事実の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II 報道記事掲載日までの本市の対応等・・・・・・・・・・・・・・・・	1
III 報道記事掲載日後の本市による調査実施状況の概要・・・・・・・・	3
IV 調査結果に対する関係機関の判断の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	7
V 結論とそれに伴う処分の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・	7

平成 20 年 12 月 25 日

土木みどり部

I 事業者からの報告に基づく事実の概要

P F I 事業者として長井海の手公園ソレイユの丘の管理運営を担当している株式会社横須賀ファームのデイキャンプ場責任者が、今年7月28日(月)、バーベキューレストランで余剰在庫となった真空パック入りカット野菜20パックを引き受けた際、その日が消費期限当日であったことから、この真空パック入りカット野菜の製造年月日ラベルをはがすよう、アルバイト従業員に指示するとともに、自らも行った。

これを他のアルバイト従業員が見ており、同社長井海の手公園支配人に報告したことから、現場を確認した同支配人が中止させ、この真空パック入りカット野菜に関しては、廃棄するよう指示した。

この事実関係に基づく経緯を、11月28日、29日付け神奈川新聞及び同月29日付け読売新聞が報道した。

II 報道記事掲載日までの本市の対応等

1 事実判明後の対応

同社が新聞社からの取材(11月12日、14日の二日間)を受けた時点以降、緑地管理課が二度(同月19日、28日)にわたって事情聴取及び現地調査を行ったほか、横須賀市保健所生活衛生課も二度(同月19日、28日)の立入調査を実施した。

その結果、真空パック入りカット野菜の表示や取り扱いについては、ラベルも、既に製造年月日のほか、消費期限、製造者の名称、所在地、連絡先を記したものが貼付され、はがすことがないよう指示されており、上記事実に対する是正が行われていたが、この報道に関する事実については、利用者の信用を損ない、到底理解を得られるものではないため、改めて管理の徹底について、強く指導した。

2 記事掲載日時点での本市としての対策

同社が従業員に対して、真空パック入りカット野菜のラベルをはがすことがないよう、指導を行っているとのことであったが、食材等の管理について、廃棄数量の把握ができていないことなど、横須賀市保健所生活衛生課からも、適切に管理を行うよう指導があったことから、以後は、緑地管理課による毎月のモニタリング調査の中でも、食材等の管理状況の確認を行うこととした。

また、指導を行った横須賀市保健所生活衛生課としても、今後は夏の繁忙期を含め、抜き打ちの立入調査を継続的に行い、適正管理について監視指導を実施することとしている。

3 事実判明から記事掲載日時点までに行った現地調査の概要

(1) 横須賀市保健所生活衛生課が行った立入調査等の概要

ア 平成20年11月19日(水)

- ・ 現地(長井海の手公園ソレイユの丘)において、デイキャンプ場、レストラン等の立入調査を実施
- ・ 現地管理事務所において、(株)横須賀ファーム長井海の手公園支配人らに対し、状況確認と事情聴取を実施
- ・ 包装されたカット野菜を提供する場合は、食品衛生法上は表示の必要はないが、表示を「はがす」という行為は、利用者に不信感を招く不適切な行為であるため、利用者に対して誤解を生じないよう対処するように指導するとともに、適切な食材等の管理等を指導

※ 横須賀市保健所生活衛生課主査、担当職員の2名が実施

イ 平成20年11月28日(金)

- ・ 帳簿類の確認調査の実施
- ・ 現地管理事務所において、(株)横須賀ファーム長井海の手公園支配人らに対し、再度の状況確認と、デイキャンプ場責任者に対する事情聴取を実施
- ・ 現地(長井海の手公園ソレイユの丘)において、デイキャンプ場食品取扱室、レストラン各施設等の立入調査を実施
- ・ デイキャンプ場食品取扱室の管理、使用状況等について確認
- ・ 再度、表示を「はがす」という行為は、表示が不要又は期限内であっても利用者の不信感を招く不適切な行為であるため、適切に対処するよう指導するとともに、廃棄記録など記録の作成を、改めて指導
- ・ 仕入れと使用状況が分かる帳簿の提出を求めた。

※ 横須賀市保健所生活衛生課長、同課主査の2名が実施

(2) 緑地管理課が行った現地調査等の概要

ア 平成20年11月19日(水)

- ・ 現地(長井海の手公園ソレイユの丘)において、デイキャンプ場各施設、レストラン(カフェテリアレストラン)各施設等の現地調査を実施
- ・ 現地管理事務所において、(株)横須賀ファーム長井海の手公園支配人らに対し、状況確認と事情聴取を実施
- ・ 適切な管理と、施設内における整理整頓、美化等を指導

※ 緑地管理課担当職員2名が実施

イ 平成20年11月28日(金)

- ・ 現地管理事務所において、(株)横須賀ファーム長井海の手公園支配人らに対し、再度の状況確認と事情聴取を実施

- ・ 現地（長井海の手公園ソレイユの丘）において、デイキャンプ場食品取扱室、レストラン（バーベキューレストラン）各施設等の現地調査を実施
- ・ ラベルをはがすという行為の常習性の有無、ラベル等の表示内容、パック野菜の納入、管理と処理方法、関係する従業員の勤務状況等に関する調査の実施
- ・ 食品の管理取扱状況や施設内の整理状態等について確認の上、指導
- ※ 土木みどり部長、緑地管理課長、緑地管理課担当職員2名が実施

Ⅲ 報道記事掲載日後の本市による調査実施状況の概要

1 本市が行った現地調査等の概要

(1) 平成20年11月29日（土）

新たに納入されたパック野菜の現物確認、ラベル表示確認と納入状況調査を実施

※ 緑地管理課担当職員1名が実施

(2) 平成20年12月7日（日）

現地（長井海の手公園ソレイユの丘）において、レストラン（バーベキューレストラン）、デイキャンプ場食品取扱室等の管理状況調査を実施

※ 緑地管理課主査、担当職員2名が実施

2 本市が行った聞き取り調査等の概要

(1) （株）横須賀ファームに対する聴取、確認調査等

ア 平成20年12月3日（水）

（株）横須賀ファーム長井海の手公園支配人らの来庁に伴い、再聴取を実施

※ 土木みどり部長、緑地管理課長、緑地管理課主査、担当職員の4名が実施

イ 平成20年12月5日（金）

- ・ 同社から提出された帳簿類に基づく確認調査等の実施

※ 横須賀市保健所生活衛生課長、同課主査の2名が実施

- ・ これまでの経緯に関する報告書が同社から提出されたことに伴い、同支配人への再聴取を実施

※ 緑地管理課主査、担当職員の2名が実施

ウ 平成20年12月8日（月）

- ・ 同支配人らの来庁に伴い、再聴取を実施

※ 土木みどり部長、緑地管理課長、緑地管理課主査、担当職員の4名が実施

- ・ 同支配人が来所し、報告書を提出

※ 横須賀市保健所生活衛生課担当者が報告書を受理

(2) パック野菜納入業者に関する調査

ア 平成 20 年 12 月 1 日 (月)

(株) 横須賀ファームが保管する請求伝票 (写し) 等に基づく調査の実施

※ 横須賀市保健所生活衛生課が実施

イ 平成 20 年 12 月 5 日 (金)

納入業者から提出を受けた納品書 (再出力伝票) と請求書に基づく調査の実施

※ 緑地管理課が実施

ウ 平成 20 年 12 月 8 日 (月)

納入業者営業担当者への電話による聞き取り調査の実施

- ・ 表示ラベル記載内容の変更の経緯、(株) 横須賀ファームとの取引開始時期、パック野菜の納入開始時期、問題発生の有無等に関して聴取

※ 緑地管理課担当職員 1 名が実施

◎ 調査の結果、両社から提出された書類に不整合は認められなかった。

(3) 長井海の手公園ソレイユの丘現地従業員に対する調査

平成 20 年 12 月 7 日 (日)

調査日当日に勤務していた従業員に対し、現地 (長井海の手公園ソレイユの丘) において聞き取り調査を実施

ア 社員、準社員、パート従業員及びアルバイト従業員の合計 15 名

イ すべての部門 (職場) に在勤する従業員に対し、対面による聞き取り調査を実施

ウ 当事者 (デイキャンプ場責任者) 以外の全員が、新聞報道があったことに伴って、当該事実を知ったと回答。

エ レストラン従業員に対しては、報道内容に基づいて、説明や指導があったが、パック野菜の取り扱いがないため、当該事実に関する認識がなかった。

※ 緑地管理課主査、担当職員 2 名が実施

◎ 調査の結果は、ラベルはがしに関する新たな事実は、確認できなかった。

(4) デイキャンプ場利用者に対する調査

平成 20 年 12 月 10 日 (水) ~ 12 日 (金)

ア 今年 6 月、7 月の間にデイキャンプ場でバーベキューを行った利用者に対し、電話による聞き取り調査を実施

イ (株) 横須賀ファームが保管する団体予約明細表を基に、同社からの電話確認に対して了承があった 21 件の予約者が対象

ウ ラベルが貼付されていたかどうかについては、覚えていないという回答も多かったが、はっていなかったとする回答も、複数得られている。

※ 緑地管理課主査が実施

◎ 調査の結果、ラベルはががされていた可能性のある証言が得られている。

(5) 長井海の手公園ソレイユの丘の元従業員等に対する調査

ア 平成 20 年 12 月 10 日（水）

デイキャンプ場に勤務していた元アルバイト従業員 1 名に対し、現地（長井海の手公園ソレイユの丘）において聞き取り調査を実施

- ・ 当該事実については、新聞報道により知ったとの回答。
- ・ 8 月以降、ラベルがはってあったかどうか、記憶が定かではないが、一度だけ、退職した前デイキャンプ場責任者がラベルをはがしているのを見たことがあると回答。（同責任者は、正式には 8 月下旬に退職している。）
- ・ パックの野菜に変敗が見られたら廃棄していたと回答。

※ 緑地管理課担当職員 2 名が実施

◎ 調査の結果、元デイキャンプ場責任者による「ラベルはがし」の証言を得た。

イ 平成 20 年 12 月 11 日（木）

デイキャンプ場に勤務していた元アルバイト従業員 1 名に対し、現地（長井海の手公園ソレイユの丘）において聞き取り調査を実施

- ・ 当該事実については、新聞報道を通じ、間接的に知ったと回答。
- ・ 「ラベルはがし」は行ってはいないし、そのような事実も知らないと回答。
- ・ 自分が勤務していたときには、ラベルは貼ってあったと思うと回答。

※ 緑地管理課担当職員 2 名が実施

◎ 調査の結果は、ラベルはがしに関する新たな事実は、確認できなかった。

ウ 平成 20 年 12 月 12 日（金）

デイキャンプ場に勤務していた元アルバイト従業員 1 名に対し、本人自宅において聞き取り調査を実施

- ・ 「ラベルはがし」については、元デイキャンプ場責任者の指示を受け、たびたび行っていたとの回答。
- ・ 自分を含む複数のアルバイト従業員が、指示を受けて「ラベルはがし」を行っていたと回答。
- ・ これらパック野菜については、廃棄していないとの回答。
- ・ 他のアルバイト従業員から、(株)横須賀ファーム長井海の手公園支配人に報告があったことも知らないし、同支配人が（はがすことがないよう、廃棄するよう）指示したことも知らないと回答。

※ 緑地管理課主査、担当職員 1 名が実施

◎ 調査の結果、再び、元デイキャンプ場責任者による「ラベルはがし」の証言を得た。

エ 平成 20 年 12 月 14 日（日）

デイキャンプ場に勤務していた元アルバイト従業員 1 名からの証言書を受領し、内容を確認

- ・ 「ラベルはがし」は前デイキャンプ場責任者の指示を受けて行っており、複数のアルバイト従業員が指示を受けていたと記述。
- ・ 一年以上前から行われているとの記述。
- ・ ラベルをはがしたパック野菜は、通常の食材として提供していたと記述。

◎ 確認の結果、改めて元デイキャンプ場責任者による「ラベルはがし」の証言を得た。

オ 平成 20 年 12 月 18 日（木）

退職した前デイキャンプ場責任者に対し、市役所本庁舎において聞き取り調査を実施。聴取した内容は次のとおり。

- ・ 自分が「ラベルはがし」を指示し、行ったことは事実である。
- ・ 初めて行ったのは、昨年の大型連休明けのことである。
- ・ 会社側からラベルをはがすよう指示があったわけではないが、在庫管理等に関しては、売れ残ってしまったときに始末書を提出させるような方針を示すなど、締め付けが厳しく、「ラベルはがし」を行わざるを得なかった。
- ・ 実際上は、消費期限(該当する日にち)を正確に認識していなかったため、一週間を目安に提供していたが、目視や試食の結果、問題があれば確実に廃棄していた。
- ・ 業者から「氷を入れ、低温で保管すれば、全然問題ない」と言われたため、そのように考えていた。
- ・ 以前、小規模な納入業者から仕入れていた際には、パック野菜に何の表示もない状態であったことから、そのときと同様に取り扱っていた。
- ・ 「ラベルはがし」を行ったのは会社のプレッシャーに負けたからであって、会社の従業員に対する処遇については、問題があると考えている。

※ 緑地管理課長、緑地管理課主査、緑地管理課担当職員 1 名が実施

◎ 調査の結果、元デイキャンプ場責任者本人から、度重なる「ラベルはがし」や、消費期限の目安を一週間としていたことに関する証言を得ている。

カ 平成 20 年 12 月 19 日（金）

今年 11 月までデイキャンプ場責任者であった従業員に対し、現地（長井海の手公園ソレイユの丘）において、再度、聞き取り調査を実施。聴取した内容は次のとおり。

- ・ 既に説明したとおり、「ラベルはがし」については一回しか行っていない。
- ・ 前デイキャンプ場責任者のときのことは、どうだったのかは分からない。
- ・ 消費期限が「製造日プラス 3 日」ということは承知しており、自分としては、これを超えて提供したことはなかった。
- ・ 在庫管理について、バーベキューレストランなどでは（株）横須賀ファーム長井海の手公園支配人も確認に来ており、同支配人がパック野菜を直接廃棄することも

あった。

※ 緑地管理課担当職員 2 名が実施

- ◎ 調査の結果は、元デイキャンプ場責任者本人の証言に対する裏づけなど、新たな事実の確認はできなかった。

IV 調査結果に対する関係機関の判断の概要

横須賀市保健所生活衛生課の判断

今回の調査結果に対する同課の判断としては、事業者が、腐敗変敗したものや食中毒菌が付着したもの、食用に供するに当たって危険が伴うものなどを提供したわけではなく、苦情があったものでもないため、食品衛生法上は、消費期限内に消費することや、違反につながる可能性があることに関する指導を行うことになるとの回答。

V 結論とそれに伴う処分の見通し

これまでに本市等が行ってきた調査の結果、当初から（株）横須賀ファームが行ってきた説明とは異なり、複数回にわたって「ラベルはがし」が行われていた事実が確認されている。また、他の当事者などによる裏づけ証言や確認できる資料などが得られなかったが、「製造日プラス 3 日」という消費期限が適切に意識されず、守られていなかった可能性のあることも、併せて確認されている。

今回の事案では、同社が行った内部調査等の対応がじゅうぶんではなく、誤った内容の調査報告がなされたため、これを受けて本市が行った報道機関や市議会などに対する説明も、著しく正確さを欠くものとなってしまった。結果的に、このことが、事実の判明を遅らせ、市民や長井海の手公園ソレイユの丘の利用者、更には市議会に対しても、誤った情報を提供してしまったことから、内部調査などの対応に不備を生じさせた同社の姿勢等に関して、勧告を行わざるを得ないと判断するものである。

裏づける証言が得られなかった消費期限の遵守に係る事項については、現在、同社に対して再調査を実施するよう求めている一方、同社としても継続的改善を行い、質的向上を図る体制を構築するなど、抜本的な再発防止策の実施を求めているところである。

今後については、今回の調査結果を受け、同社としても真摯に取り組み、市民や利用者の信頼回復を得られるよう行動してくれることを、強く望むものである。